

少子 第 918 号  
令和 3 年 9 月 10 日

各市町村児童福祉主管課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長  
(公印省略)

埼玉県子育て支援員研修実施要綱の改正について (通知)

別紙のとおり「埼玉県子育て支援員研修実施要綱 (平成 27 年 9 月 25 日付少子第 718 号)」の一部を改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知します。

担当 施設運営・人材確保担当  
電話 048-830-3349

## 埼玉県子育て支援員研修実施要綱

## 1. 趣旨・目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

## 2. 子育て支援員

子育て支援員とは、本要綱及び子育て支援員研修事業実施要綱（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」別紙、以下「国要綱」という。）に基づき、県により実施される 4 の（3）で定める基本研修及び専門研修（4 の（3）のイの（イ）に定める 4 コース（「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース」については各分類のいずれか 1 つ）（以下「子育て支援員研修」という。）の全科目を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者である。

## 3. 対象者

子育て支援員研修の対象者は、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者とする。（（1）～（4）は「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）、（8）は「児童福祉法施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 11 号）において研修の修了が従事要件となっている職種）

- （1）家庭的保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項）の家庭的保育補助者
- （2）小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）B 型の保育士以外の保育従事者
- （3）小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）C 型の家庭的保育補助者
- （4）事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項）（利用定員 19 人以下）の保育士以外の保育従事者
- （5）利用者支援事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号）の専任職員（平成 27 年 5 月 21 日府子本第 83 号、27 文科初第 270 号、雇児発 0521 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」4（3）に定める母子保健型に従事する者を除く。）
- （6）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項）の補助員
- （7）地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項）の専任職員
- （8）一時預かり事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項）の一般型（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238

号、雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育長、厚生労働省雇用均等児童家庭局長連盟通知「一時預かり事業の実施について」別紙「一時預かり事業実施要綱」4 (1)) の保育士以外の保育従事者、及び幼稚園型 (平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育長、厚生労働省雇用均等児童家庭局長連盟通知「一時預かり事業の実施について」別紙「一時預かり事業実施要綱」4 (2) ④ア) の保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者

- (9) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) (児童福祉法第 6 条の 3 第 14 項) の提供会員
- (10) 社会的養護関係施設等 (児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項、第 3 項及び第 8 項、第 6 条の 4 並びに第 7 条第 1 項 (助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く)) の補助的職員等

#### 4. 研修の実施方法及び内容

##### (1) 研修日程等

研修の開催日、時間帯等については、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定する。また、子育て支援分野の各事業等の従事者の充足状況や養成必要人数等を考慮して、適切な時期・回数の実施に努める。

##### (2) 講師

講師については、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定し、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。

##### (3) 研修内容

子育て支援員研修は以下のア及びイに掲げる研修とする。

###### ア 基本研修

(ア) 子育て支援員として、子育て支援分野の各事業等に共通して最低限度必要とされる子育て支援に関する基礎的な知識、原理、技術及び倫理などを修得するものとし、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方等を理解するとともに、子育て支援員としての自覚を持たせることを目的とする。

(イ) 研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、国要綱に定めるとおりとする。

(ウ) 6 の (2) に定める修了証書の交付を受けた者が、新たに、他のコース等の専門研修を受講する場合には、基本研修を再度受講することを要さない。

(エ) 以下に掲げる者については、基本研修を免除しても差し支えないこととする。

①保育士

②社会福祉士

③幼稚園教諭免許、看護師又は准看護師の資格を有し、児童と関わる業務に 1 年以上の業務経験を有する者

###### イ 専門研修

(ア) アの基本研修を修了した者 (以下「基本研修修了者」という。) が、子育て支援員として、子育て支援分野の各事業等に従事するために必要な子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野毎の専門的な知識・原理・技術・倫理などの修得を行うことを目的とする。

(イ) 専門研修は、「地域保育コース」、「地域子育て支援コース」、「放課後児童コース」、「社会的

養護コース」の別とする。

また、「地域保育コース」については、「地域型保育」、「一時預かり事業」、「ファミリー・サポート・センター」の分類を、また、「地域子育て支援コース」については、「利用者支援事業（基本型）」、「利用者支援事業（特定型）」、「地域子育て支援拠点事業」の分類をそれぞれ設けることとする。なお、「地域保育コース」の各分類には、「地域保育コース」の「共通科目」を含むものとする。

(ウ) 専門研修の受講については、基本研修の修了を条件とする。ただし、「利用者支援事業（基本型）」の受講に当たっては、相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等）に1年以上の実務経験を予め有していることも併せて条件とする。

(エ) 研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、国要綱に定めるとおりとする。

#### ウ 留意事項

(ア) 研修内容については、地域性、事業等の特性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

(イ) 受講者がやむを得ない理由により、研修の一部を欠席した場合等には、研修実施者は受講者に対して未履修科目のみを受講させることも可能とすること。

(ウ) 研修を実施する際には、研修内容を鑑みて、適切な定員を設定すること。

#### 5. 修了証書等の交付

##### (1) 基本研修に係る修了証明書の交付

基本研修修了者からの申請があった場合には、様式1により、子育て支援員研修（基本研修）修了証明書を交付するものとする。

##### (2) 修了証書の交付

ア 基本研修及び専門研修（4の（3）のイの（イ）に定める4コース（「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース」については各分類）のいずれか1つ）について、研修の全科目を修了した者（以下「研修修了者」という。）に対して、様式2により、修了証書を交付するものとする。

イ 修了証書を交付された者が、他のコース等の専門研修の受講を修了した場合にあっては、新たに、当該コース等の修了証書を交付するものとする。

##### (3) 一部科目修了者の取扱い

研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により、研修の一部を欠席し、研修科目の一部のみを履修した者（以下「一部科目修了者」という。）から申請があった場合には、様式3による子育て支援員研修一部科目修了証書を交付するものとする。

#### 6. 研修修了者名簿等の作成・管理等

(1) 研修修了者及び基本研修修了者について、様式4による研修修了者名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理し、一部科目修了者の修了科目については様式5による研修修了者名簿（一部修了科目名）を作成する。

##### (2) 修了証書等の再交付等

ア 修了証書等の交付を受けた者が、修了証書等を紛失・汚損したことの申し出があった際には、

速やかに必要な確認を行った上で、修了証書等の再交付を行う。

イ 修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿等に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先等）に変更が生じたことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書等の更新の手続き及び研修修了者名簿等の更新を行う。

## 7. 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者等に負担させることができる。

## 8. フォローアップ研修及び現任研修

子育て支援員研修を修了し、各種事業等に従事している者等を対象に、事業の特性や必要性等に応じて、フォローアップ研修や現任研修を実施することが望ましい。また、以下の（１）及び（２）に定めるもののほか同等の効果が期待できる場合には、地域の実情等に応じた方法や内容等により、研修を実施することも可能とする。

### （１）フォローアップ研修

子育て支援員研修において修得した内容や各事業に従事し、実践を通じて生じた問題等への解決を図ること等を目的としたフォローアップ研修について、概ね従事経験年数２年未満の者を対象として実施する。研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、国要綱のとおりとする。

### （２）現任研修

各事業の従事者として必要となる基礎的分野から専門的分野にわたる知識・技能を修得し、資質の向上を図ることを目的とした現任研修について、全ての従事者を対象として実施する。研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、国要綱のとおりとする。

(様式1)

第 号

子育て支援員研修（基本研修）

修了証明書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修（基本研修）を  
修了したことを証します。

年 月 日

埼玉県知事

(様式2)

第 号

子育て支援員研修修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修を修了したことを証します。

修了コース等：

年 月 日

埼玉県知事

(様式3)

第 号

子育て支援員研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める子育て支援員研修（基本研修・専門研修）の一部の科目を修了したことを証します。

受講コース等名：

一部修了科目名：

【基本研修】

【専門研修】

年 月 日

埼玉県知事







